

平成15年裁判例（最高裁 平成15年6月27日）

平成13年（受）第 号

決 定

東京都

申 立 人

同訴訟代理人弁護士

東京都

相 手 方 医療法人社団

同代表者理事長

上記当事者間の東京高等裁判所平成12年（ネ）第 号出資持分払戻請求事件について、同裁判所が平成13年2月28日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成15年6月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 梶 谷 玄

裁判官 福 田 博

裁判官 北 川 弘 治

裁判官 亀 山 継 夫

裁判官 滝 井 繁 男

これは正本である。

平成15年6月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 村上 眞

澄